

## 宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（平成28年6月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、第2次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針における人権尊重の理念に基づき、市民一人ひとりの人権が大切にされ、ありのままの生き方を認め合い、誰もが自分らしく暮らせる社会を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「パートナーシップ」とは、一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いをその人生のパートナーとして生活を共にし、又は共にすることを約したことをいう。

2 この要綱において「パートナーシップの宣誓」とは、パートナーシップの関係にある者同士が、双方が互いのパートナーであることを市長に対して宣誓することをいう。

（パートナーシップの宣誓の要件）

第3条 パートナーシップの宣誓をしようとする当事者（以下「宣誓者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。
- （2）一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- （3）双方に配偶者がいないこと及び宣誓者同士以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- （4）宣誓者同士で、他市町でパートナーシップの宣誓をしていないこと。
- （5）民法第734条に規定する直系血族又は三親等内の傍系血族の関係にないこと。
- （6）民法第735条に規定する直系姻族の関係にないこと。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓者は、本市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号）（以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、市長に提出するものとする。

- 2 宣誓者は、宣誓する日時等について事前に市と調整するものとする。
- 3 宣誓書は、人権男女共同参画課において受領するものとする。
- 4 宣誓者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、宣誓者双方の立会いの下で他の者に代書させることができるものとする。

（本人確認等）

第5条 市長は、宣誓者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- （1）個人番号カード
- （2）旅券
- （3）運転免許証
- （4）前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証であって、本人の顔写真が貼付されたもの

2 市長は、宣誓者それぞれに配偶者がいないことを確認するため、独身証明書の提出を求めるものとする。

（通称名の使用）

第5条の2 性別違和等の理由により、戸籍上の氏名以外の呼称（以下「通称名」という。）

を使用している者は、その通称名が社会生活上通用しているものと認められる場合には、宣誓書において通称名を使用することができる。この場合において、通称名を使用しようとする者は、前条に掲げる書類のほか、通称名を日常的に使用していることが分かる書類を市長に提出しなければならない。

(受領証の交付)

第6条 市長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、不備がないと認められるときは、当該宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)(以下「受領証」という。)を交付するものとする。ただし、第4項に規定する場合は、この限りでない。

2 市長は、宣誓者が希望するときは、前項の受領証に加え、パートナーシップ宣誓書受領証カード(様式第2号の2)(以下「受領証カード」という。)を宣誓者1人に対して1枚交付するものとする。

3 前条の規定により通称名を使用したときは、戸籍に記載されている名前(外国人の場合は、これに準ずるもの)を受領証及び受領証カードの裏面に記載するものとする。

4 宣誓者が第3条第3号の転入予定に該当する場合は、宝塚市パートナーシップ宣誓受付票(様式第3号)(以下「宣誓受付票」という。)を交付する。

5 宣誓受付票の交付を受けた宣誓者は、2週間以内に市内に転入したことを疎明する書類を1月以内に市長に提出しなければならない。

6 前項の書類が提出された場合は、市長は、受領証及び受領証カードを交付する。

7 第5項の規定に違反する場合は、宣誓の要件を欠くものとして取り扱い、宣誓者から提出された宣誓書及び添付資料を本人に返還するものとする。また、宣誓受付票はその効力を失う。

(受領証及び受領証カードの再交付)

第7条 受領証又は受領証カードの交付を受けた者は、当該受領証又は受領証カードの紛失、毀損等の事情により受領証又は受領証カードの再交付を希望するときは、パートナーシップ受領証再交付申請書(様式第4号)により申請することができる。

2 前項の申請があったときは、市長は、受領証又は受領証カードを再交付するものとする。

(受領証の返還)

第8条 受領証及び受領証カードの交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第5号)に受領証及び受領証カードを添付し、市長に届け出なければならない。

(1) 宣誓者の双方が市内に住所を有しなくなったとき。

(2) 一方又は双方が死亡したとき。

(3) 当事者の意思によりパートナーシップを解消したとき。

(宣誓申告等)

第9条 本市に転入した者がパートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定(以下「協定」という。)の締結自治体においてパートナーシップの宣誓に係る受領証(以下「締結自治体受領証」という。)の交付を受けている場合において、本市転入後も引き続きパートナーシップを継続するときは、当該本市に転入した者は、協定第2条第2項の規定に基づき、受領証及び受領証カードの交付を受けることができる。

2 前項の規定による交付を受けようとする者(以下「転入宣誓者」という。)は、市長に次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) パートナーシップ宣誓申告書(様式第6号)

(2) 締結自治体受領証等

(3) 住民票の写し

- 3 転入宣誓者から前項の規定による書類の提出があった場合において、転出元締結自治体にパートナーシップ宣誓申告書の写しと締結自治体受領証等を添えて、受領証及び受領証カードの交付の事実をパートナーシップ宣誓申告に係る通知書（様式第7号）により通知するものとする。
- 4 本市から締結自治体に転出した宣誓者が協定に基づく手続きを行い、転入先締結自治体から通知があった場合は、前条の届出を省略することができる。
- 5 前各項の規定による手続きについては、転出入宣誓者の同意を得られた場合にしか行うことができない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月6日から施行する。